

食安輸発第0803001号
平成18年 8月 3日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号及び平成18年7月21日付け食安輸発第0721003号にて通知したところですが、今般、輸入時のモニタリング検査において、ベトナム産冷凍イカ及び検査命令対象外の製造者が製造したイカ乾製品からクロラムフェニコールを検出したことから、ベトナム産イカ加工品に係る検査命令の対象食品を下記のとおり改めることとしましたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくお願ひします。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

記

製品検査の対象食品

ベトナム産イカ及びその加工品（簡易な加工に限る。）